

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年7月18日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 中本 能久

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が使用する二酸化硫黄カラム濃度計測装置を修理および動作確認する作業を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 二酸化硫黄カラム濃度計測装置の修理

(2) 業務内容 気象研究所が使用する二酸化硫黄カラム濃度計測装置（二酸化硫黄放出率監視装置およびソーラーパネルユニットからなる装置、以下「計測装置」）を修理・動作確認作業を行う。

(3) 履行期限 令和7年3月31日（月）

3 業務目的

阿蘇山の火口周辺部に設置していた計測装置は、高濃度火山ガスの曝露により、機材および機器の一部が損傷した。そこで、この計測装置の修理を行うことにより、現地収録型の計測装置をテレメータ仕様へ改装に向けた準備を行う。本件は、火山ガスの影響により劣化した計測装置の部品・部材の修理を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 気象研究所の計測装置が研究業務において火山観測に使用される機器であり、対象装置

の構造、機能、性能及び動作を十分に理解し、修理や保守点検において十分な技術力を有すること。

- ② 本業務を実施する技術者は、修理に必要な電気及び機械に関する十分な知識と経験を有すること。

(3) 機材・部品に関する要件

- ① 修理・動作確認に必要な測定機器を準備できること。
- ② 部品交換は、純正部品を使用すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

気象研究所の計測装置が、火山活動の評価を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 気象研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 計測装置の修理を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- ③ 知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- ④ 本業務を実施する技術者は、修理を行うために必要な資格を有すること。

(7) 業務実績に関する要件

計測装置の製作、修理を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課用度係 綿井 正典

電話 029-853-8566 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

- ② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所 火山研究部 第3研究室 関 香織

電話 029-828-7779

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和6年7月18日から令和7年8月7日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

令和6年8月8日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。